

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年1月15日
事業者の氏名又は名称	ペガサス運輸株式会社(法人番号4500001014911)(代表者 矢野達夫)
事業者の所在地	愛媛県四国中央市土居町野田乙126番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県四国中央市土居町野田乙126-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(94日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、同条第4項、法第18条第3項
違反行為の概要	<p>令和7年2月25日及び同年3月26日に、第一当死亡事故を端緒として監査を実施したところ、12件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間、連続運転時間及び1週間当たりの運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等の業務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(7)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(8)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(9)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(10)新たに雇い入れした運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(11)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(12)運行管理者の選任及び解任の届出をしていなかったこと(安全規則第19条)</p>
当該違反点数(営業所)	10点
違反点数(事業者)	10点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年1月7日
事業者の氏名又は名称	合同会社高知貨物サービス(法人番号8490003001492)(代表者 吉岡正一)
事業者の所在地	高知県高知市福井町1047-2
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市福井町1047-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項(法第15条第1項第1号、同条第4項準用)
違反行為の概要	令和7年10月24日及び同年11月14日に、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。 (1)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項) (2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等の業務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条) (4)貨物軽自動車運転者等台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の6第1項) (5)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	松山南郵便局	愛媛県松山市森松町647	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			土居郵便局	愛媛県四国中央市土居町入野847-6	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月27日及び同年9月26日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			塩江郵便局	香川県高松市塩江町安原上東397-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年6月6日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			土佐山田郵便局	高知県香美市土佐山田町東本町2丁目2-38	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	0	0

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月7日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	大正郵便局	高知県高岡郡四万十町大正389-4	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	0	0
			佐賀郵便局	高知県幡多郡黒潮町佐賀1063の7	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月8日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)		
令和8年1月14日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	新居浜郵便局	愛媛県新居浜市繁本町3-2	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			半田郵便局	徳島県美馬郡つるぎ町半田字逢坂126-1	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年10月17日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)		

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月14日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	伊方郵便局	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1995-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			三瓶郵便局	愛媛県西予市三瓶町朝立1-360-33	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			野村郵便局	愛媛県西予市野村町野村12-694-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			松山西郵便局 (違反営業所: 瞳月郵便局)	愛媛県松山市古三津6-13-16	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に瞳月郵便局営業所に対し監査を実施したところ、2件の違反が認められた。(監査を実施した瞳月郵便局営業所については処分時点で営業所が廃止となっているため、貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準1. (3)①の通り、車両の移動先営業所である松山西郵便局営業所に係るものとして取り扱うものとする) (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)	0	0

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月14日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	菊間郵便局	愛媛県今治市菊間町浜450	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月12日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			岩城郵便局	愛媛県越智郡上島町岩城1465	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月17日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)		
令和8年1月21日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	久礼郵便局	高知県高岡郡中土佐町久礼6619-5	輸送施設の使用停止(24日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年7月28日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			宿毛郵便局	高知県宿毛市中央2丁目8-27	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月8日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)		

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月21日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	勝浦郵便局 藍住郵便局 貞光郵便局 福井郵便局	徳島県勝浦郡勝浦町棚野鍛冶地10-1 徳島県板野郡藍住町奥野和田68-1 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字中須賀38-3 徳島県阿南市福井町高田116-5	文書警告 文書警告 文書警告 文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用) 貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用) 貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用) 貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月11日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月11日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項) 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年10月7日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項) 日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年10月15日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0 0 0 0	0 0 0 0

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月21日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	辻町郵便局	徳島県三好市井川町辻88	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたいたとの報告を端緒として、令和7年10月15日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			桑野郵便局	徳島県阿南市桑野町鳥居前1-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたいたとの報告を端緒として、令和7年10月17日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)		
令和8年1月28日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	高知中央郵便局	高知県高知市北本町1丁目10-18	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたいたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			八幡浜郵便局	愛媛県八幡浜市下浜田1355-16	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたいたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)		

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月28日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	弓削郵便局	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削245	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月17日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			吉海郵便局	愛媛県今治市吉海町八幡167-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年10月21日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			小田郵便局	愛媛県喜多郡内子町小田255	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年10月23日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			波止浜郵便局	愛媛県今治市地堀1-3-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年10月23日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年1月28日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	美川郵便局	愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩2911	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたいたとの報告を端緒として、令和7年10月27日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			大三島郵便局	愛媛県今治市大三島町宮浦5170	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたいたとの報告を端緒として、令和7年10月27日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)		

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。